

神奈川 新 THE KANAGAWA 聞

2015年[平成27年]

3月19日[木]

大安

ここが知りたい

不動産

遺留分の発生に留意

Q 遺言書によって、相続する権利に変更があったりするのでしようか。

A 当然、相続する権利に変更が生じることがあります。遺言書がある場合、遺言者が分けた財産の相続人を確定することができませんので、私自身は遺言書による相続は必要な手続きと考えています。

神奈川メディア連携企画

ただし、仮にほかの相続人の間で何らかのトラブルが生じたときに的確に対処できるようにしておくことが大事です。遺言書によって法定相続人に財産が分与されない場合でも、遺留分という、法定相続分の2分の1の相続分与が発生するからです。

こうした法定相続人の遺留分を十分に検討あるいは当事者が話し合った上で、遺言書を書く必要があるかと思えます。それが後々のトラブルを防ぐことにもつながると考えています。詳しくは、われわれのよ

うなコンサルタントに相談することをお勧めします。シー・エフ・ネッツ

代表取締役・倉橋 隆行
FMヨコハマ(午前8時15分)、tvk「ありがとッ」(毎月第3木曜日の昼)、ジェイコム(水曜日午後10時30分)で放送中。

※「ここが知りたい不動産」で質問がある方は「231-8445、神奈川新聞社クロスメディア営業局」が知りたい「不動産」までご質問をお寄せください。紙面で採用された方には粗品を差し上げます。

毎週木曜日掲載